

令和7年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年9月25日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第94号	飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第95号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第96号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第97号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第98号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第7	議案 第99号	稻越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第8	議案 第100号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第101号	飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第102号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第11	議案 第103号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第104号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案 第105号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案 第106号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第15	認定 第1号	令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

## 令和7年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年9月25日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第2号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第3号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第4号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第5号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第6号	令和6年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第7号	令和6年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第8号	令和6年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第23	認定 第9号	令和6年度飛騨市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第24	認定 第10号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○出席議員（13名）

1番	佐	藤	克	成
2番	中	田	利	昭
3番	小	原	美	子
4番	水	上	雅	廣
6番	上	吹	豊	孝
7番	森			要
8番	井	端	浩	二
9番	澤		史	朗
10番	住	田	清	美
11番	前	川	文	博
12番	野	村	勝	憲
13番	籠	山	恵	子
14番	高	原	邦	子

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	一
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	土	田	治	樹

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	川	端	嘉	恵	

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、森議員、8番、井端議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第94号 飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について  
から

日程第8 議案第100号 飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第94号、飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第100号、飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例についてまでの7案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら7案件は、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

森総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 森要 登壇〕

●総務常任委員長（森要）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第94号から議案第100号までの7案件につきまして、審査の概要並びに結果について、御報告いたします。

去る9月16日午前10時より、各委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第94号について申し上げます。本案は、防災行政無線のアナログ運用からデジタル化に伴う改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「戸別受信機を2台目以降希望する場合は有料になるのか。」との質疑があり、「有料になり、大体単体のみで3万円、アンテナ付きの工事だと6万円ぐらいで個人の所有物となる。」との答弁がありました。また、「古川町の中継局は、今まで本堂山にあったが、太陽光パネルや建屋は撤去の方向か。」との質疑があり、「設置したものが相当古くて使えないことから閉鎖し、撤去の方向である。」との答弁がありました。

次に、議案第95号について申し上げます。本案は、ひだまる路線である神岡猪谷線の見直しに伴い、新たな次回を有償旅客運送を行うための改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「8月に第2回公共交通会議が開催されたが、タクシーが猪谷に乗り入れすることになると、富山市とのエリアの調整が必要になるとのことで、クリアされたのか。」との質疑があり、「現在、富山市と協議しており、議決に向けて順調に進んでおり、10月1日からの運行には支障はないと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第96号について申し上げます。本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「妊娠や出産等についての申出をした職員に対する意向確認となっているが、従前は職員からの申出等により対応していたのか。」との質疑があり、「これまでも職員に対して制度の周知をしてきたが、法律改正により、義務化になった。」との答弁がありました。

次に、議案第97号について申し上げます。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「部分休業を取得できる非常勤職員とはどのような職員か。」との質疑があり、「会計年度任用職員が対象である。」との答弁がありました。

次に、議案第98号について申し上げます。本案は、数河辺地に係る公共的施設の整備計画に飲用水供給施設を追加するためのものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第99号について申し上げます。本案は、稲越辺地に係る公共的施設の整備計画に林道を追加するためのものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「林道整備を計画に入れるメリットは。」との質疑があり、「特定財源として、国と県の補助金が入っており、辺地債を充当することで地方交付税算入率が8割となり、非常に有利な起債である。」との答弁がありました。

次に、議案第100号について申し上げます。本案は、指定管理者制度による運用を可能とすることにより、柔軟な人事配置による効率的な運営が期待できるとともに、基準該当通所支援を実施事業として取り入れることで、現状のサテライト事業所と同様に人員配置基準が緩和され、効率的な人員体制で児童発達支援サービスを提供できることから、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「指定管理になったとしても、専門的な知識を持った方の適切な指導は行われるのか。」との質疑があり、「これまでの経験のある保育士に担当していただきたいということで、人員確保については、指定管理になれば一緒に検討していきたい。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれらの案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、これら7案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決いたします。

議案第94号から議案第100号までの7案件について、委員長の報告は可決であります。これら7案件を委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら7案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第9 議案第101号 飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第9、議案第101号、飛騨市下水道条例及び飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第101号については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 井端浩二 登壇〕

●産業常任委員長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。それでは、産業常任委員会に付託されました議案第101号の1案件につきまして、審査の概要並びに結果について御報告させていただきます。

去る9月16日午後1時より、委員会室において審査を行いました。

議案第101号について申し上げます。本案は、災害、その他非常時の場合において、他市町村の指定工事店の支援を受けて、下水道及び水道の早期復旧を図るための改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「他県にもその条例は制定されるのか。」との質疑があり、「他県でも同様な内容で条例改正をすれば、飛騨市の水道指定工事店が行くことができるようになる。」との答弁がありました。また、「何か協定を結ぶ形になるのか。」との質疑があり、「協定までは結ぶことなく、今までも実際の災害等が発生した際には、支援は飛騨市内から駆けつけており、制度上、問題なくできるものである。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第101号につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第101号について、委員長の報告は可決であります。議案第101号について、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第10 議案第102号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）

から

日程第14 議案第106号 令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第10、議案第102号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から、日程第14、議案第106号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第1号）までの5案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら5案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第102号から議案第106号までの5案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

初めに、議案第102号について採決を行います。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第103号から議案第106号までの4案件について一括して採決いたします。

これら4案件に対する委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら4案件については委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第15 認定第1号 令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について  
から

日程第24 認定第10号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（澤史朗）

日程第15号、認定第1号、令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、認定第10号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの10案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら10案件につきましては、決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。決算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入ります。認定第1号について討論の通告がありますので、討論を行います。反対者の発言を許可いたします。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

私は、認定第1号、令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について反対し、その理由を述べます。

予算執行の結果として出てくる様々な数字は正直であり、市民にとってはうそ偽りのないデータとして受け止められます。飛騨市の令和6年度の決算は大変よろしいと、問題なしと評価されました。一般会計が赤字か黒字かを見極める実質収支は、11億3,000万円の黒字となりました。財政調整基金は、特定目的基金などへの組替え、再編で、年度当初31億円でしたが、決算残高は32億円と積み上がりました。これらを踏まえた飛騨市の令和6年度決算の財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率、それぞれの数字で示されましたが、これらの数字は全て特段の問題なしと、監査委員のお墨つきがいただけたというわけです。

また、地方財政のエンゲル係数と言われる経常収支比率は、決算で90%となりました。しかし、この数字に対して市当局は、合併以来、おおむね適正数字の80%台を維持してきたが、もろもろの経緯で90%となった。しかし、必要な財源は安定的に確保できており、憂慮する必要はないと、財政運営を自己評価いたしました。

このような潤沢な財政ならば、なぜもっと市民への物価高騰対策を強めることができなかつたのでしょうか。この年は、令和5年度12月の物価高騰対策補正が6年度に繰り越され、その財源などでの物価高騰対策第7弾の予算が執行され、様々な生活支援が行われました。低所得者世帯への支援給付、いきいき券の追加交付、学校給食費の食材高騰への支援、医療・福祉施設への光熱費高騰支援などですが、実はこれらの財源1億5,700万円は、全て国の物価高騰重点支援地方交付金での充当で、市がさらに上乘せしたとか、市単独で拡充したのが見当たりません。しかも

国がこの支援を打ち切ったら市も打ち切り、第8弾は出てきません。

しかし、物価高騰の高波は収まったのでしょうか。決してそうではありません。たとえ国の支援がなくても、市独自の支援策は不可欠ですし、また、市民はそれを求めていました。子供の貧困率を当てはめるなら、例えば市の就学援助の対象児は170人から180人となりますが、実際にはその半数しか支援されておりません。つまり、対象児家庭を半数しか救済できなかったということです。

また、国民健康保険、水道料金など、公共料金は上がる一方です。飲食店など個人事業主は、コロナ禍のゼロゼロ金利も解除となり、融資の返済に大変苦しんでいます。そこに物価高騰が追い打ちをかける厳しい市民生活です。

市は、預かった税金で市民へどれほどの再配分ができたのでしょうか。私は、ここは大変疑問が残りました。地方自治の本旨は福祉の向上と増進です。日々これらに邁進するのが行政の仕事です。行政栄えて市民減びるなどということのないように、改めて市の財政を総ざらいして組み替え、福祉の向上、増進に十分な財源を確保していただくよう今後への要望も含めて、反対討論といたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

私は、認定第1号、令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をします。

令和6年度一般会計の決算は、収入済額は約241億4,600万円、支出済額は約228億300万円となりました。収入から支出を差し引いた額は約13億4,300万円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は11億3,200万円の黒字となりました。除雪費用の増大に伴い、市長は、関係各所、省庁等への陳情等、行われるなど、努力の跡がうかがえました。

歳入では、デジタル防災行政無線整備事業実施に伴う市債が5.4億円の増、国全体の税収の上振れによる再算定や大雪に伴う除雪費用の増などから、地方交付税が4.4億円の増となる一方で、ふるさと納税の寄附金において、返礼品に係る基準見直しがあったことから5.9億円減少しましたが、経費率5割以下の遵守を最優先に取り組んだことを評価します。

歳出では、大雪や除雪に係る人件費や物価の高騰から、除雪委託料が前年比で5.6億円増の10.6億円と過去最高額になったことや、デジタル防災無線整備事業費5.9億円増、さらに5月、7月の豪雨に伴う災害復旧事業費2.3億円の増といった増加原因がありましたが、基金再編に伴う大幅な反動減が29.3億円公債費3.1億円の減となったことから、歳出総額は、前年度比16.8億円の減となりました。

令和6年度の予算は、元気であんな誇りを持てるふるさと飛騨市の実現に向けて、持続可能な飛騨市づくりを追求した予算が計上され、歳出の審査には、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費など、各部局から出された主要政策の説明書を基に審議してきました。いずれも適正に事業を遂行されていると認めるものであります。防災

行政無線のデジタル化と学校タブレットやパソコン等の整備など、大型事業や学習環境の整備として、小中学校8校の空調設備の整備、小中学校への作業療法士の派遣、教育相談員の追加配置、放課後児童クラブ等、業務の包括業務委託など、業務体制の充実が図られていることは特筆すべきものと考えます。

基金においては、平成29年度に財務省が地方自治体の保有する財政調整基金の保有額を問題視し、その目的、根拠の明確化が求められたことから、将来の不測の事態への備えとして、必要な額を確保した残りの20億円を特定目的基金等へ組み替える基金再編を行いました。

また、令和5年度において、財政調整基金の保有高に係る県からの助言や市議会からの指摘を踏まえて運用方針を改め、総額31億円を将来的に必要となる特定目的基金に積み替える過去最大の基金再編を行ってきた経緯があります。令和5年度の再編において、標準財政規模の20%相当額約22億円と、過去5か年における財政基金調整の取崩し実施額約8億円を合わせた額、おおむね30億円から33億円を保有額の目安としてきました。地方財政法の規定に基づいて、毎年度の決算剰余金の2分の1以上を積み立てることにより、必然的に基金残高が積み上がることになるため、あらかじめ当初予算において一定額を取り崩すよう予算措置をすることで、基金残高の安定化を図っており、現在の基金保有額は適正なものと考えます。

以上の理由から、令和6年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成するものであります。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、以上で討論を終結します。

これより採決をいたします。

初めに、認定第1号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。本案の委員長報告書は認定であります。本案は、委員長報告書のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、認定第1号は委員長報告書のとおり認定されました。

次に、認定第2号から認定第7号までの6案件について、一括して採決いたします。これら6案件に対する委員長報告書は認定であります。委員長報告書のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら6案件については委員長報告書のとおり認定されました。

次に、認定第8号、令和6年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について採決いたします。

本案の委員長報告書は、未処分利益剰余金の処分については可決、決算については認定であります。委員長報告書のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、令和6年度飛騨市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について採決をいたします。

本案の委員長報告書は、未処分利益剰余金の処分については可決、決算については認定であります。委員長報告書のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

最後に、認定第10号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について採決をいたします。

本案の委員長報告書は認定であります。委員長報告書のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告書のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

今議会は、24日間にわたりまして、一般会計・特別会計の補正予算、条例の改正、令和6年度決算の認定など、数多くの重要な案件につきまして、熱心な議論と深い御審議を重ねていただき、全議案につきまして御賛同賜りましたことに心より御礼申し上げます。

本会議や委員会での議員の皆様からいただきました数々の貴重な御意見や御指摘につきましては、これまで同様にしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に生かしてまいります。

なお、今ほど令和6年度決算につきまして、籠山議員より、反対の御意見を賜りました。お考えは一定の理解はできますけれども、我々は、今の市民のみならず将来の市民の暮らしにも責任を持つ必要がございます。そのために、持続可能な財政、市政運営に努めていく必要があると、このように考えております。こうした考え方にに基づきまして、冷静に数字を見ながら、中長期的な視点に立って、責任ある市政運営に今後とも努めてまいります。

急に秋めいてまいりましたが、台風シーズンは依然として続きます。引き続き、防災対策に万全を期し、市民の安全確保に努めてまいります。

議員各位におかれましては、季節の変わり目、御自愛いただきますとともに、引き続きの御指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、市長の発言を終わります。

閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。本定例会は、令和6年度の決算認定を中心とする24日間にわたる長き定例会でございました。皆様の御協力の下、無事に終えることができたことを、この場を借りて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

今ほど市長も申されましたけれども、季節の変わり目、これからまた寒くなる。そして長期予報では、また今年も雪が多いというようなことが予報されております。皆様には、お体には御留意され、そしてまた、今回、一般質問並びに委員会等の質問でいろいろな意見をいただいております。執行部の皆様には、またこれらの意見を取り入れていただくなり施策に反映させていただけることを願ひまして、お礼の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

それでは、本日の会議を閉じ、9月2日から24日間にわたりました令和7年第4回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時32分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（7番） 森 要

飛騨市議会議員（8番） 井端 浩二